

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①: 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到る状況】

管理運営組織として、広島大学学則等の規則に基づき、資料 11-1-①-A に示すように、役員会、経営協議会（11 名）及び教育研究評議会（41 名）を設けている。また、機動的な大学運営を促進するために教育研究推進本部会議（役員会構成員に副学長（学生支援・附属学校担当）1 名、学長補佐 1 名、副理事 20 名、評価委員会委員長 1 名、学長支援グループリーダー（秘書室長）1 名を加えた 30 名で構成）を設置している（別添資料 II-3、別添資料 2-2-①-1、別添資料 11-1-①-1～8）

理事の下には理事室を置き、理事が所掌する業務の企画立案、点検評価、改善等を行っており、これらの業務を円滑に処理するため教職員一体型の組織を設置している（別添資料 2-1-②-8）。

各部局では、教授会を置くとともに、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置き、室長である部局長、副部局長、部局長補佐その他部局長が必要と認めた者で構成している（別添資料 2-1-①-2）。

事務組織は、広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則等の規定に基づき、各理事室と各部局の支援室がある。事務職員の配置状況は、資料 11-1-①-B のとおりである。また、本学では、教職員が一体となって管理運営組織を構成することとしており、教育研究推進本部会議、全学委員会等には、事務職員も委員として参画している（別添資料 2-1-②-8）。

危機管理等に係る体制については、理事（財務・総務担当）の下に、リスクマネジメント検討会議を設置し、資料 11-1-①-C に示すように、リスクレベルに応じた危機管理体制を整備するとともに、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルを作成し、緊急時のスムーズな連絡体制の検証のための緊急時メール連絡訓練を実施している。なお、危機管理体制についてのマニュアル作成の取組が、有限会社国大協サービスの勉強会において進んだ取組として紹介されている（別添資料 11-1-①-9～16）。

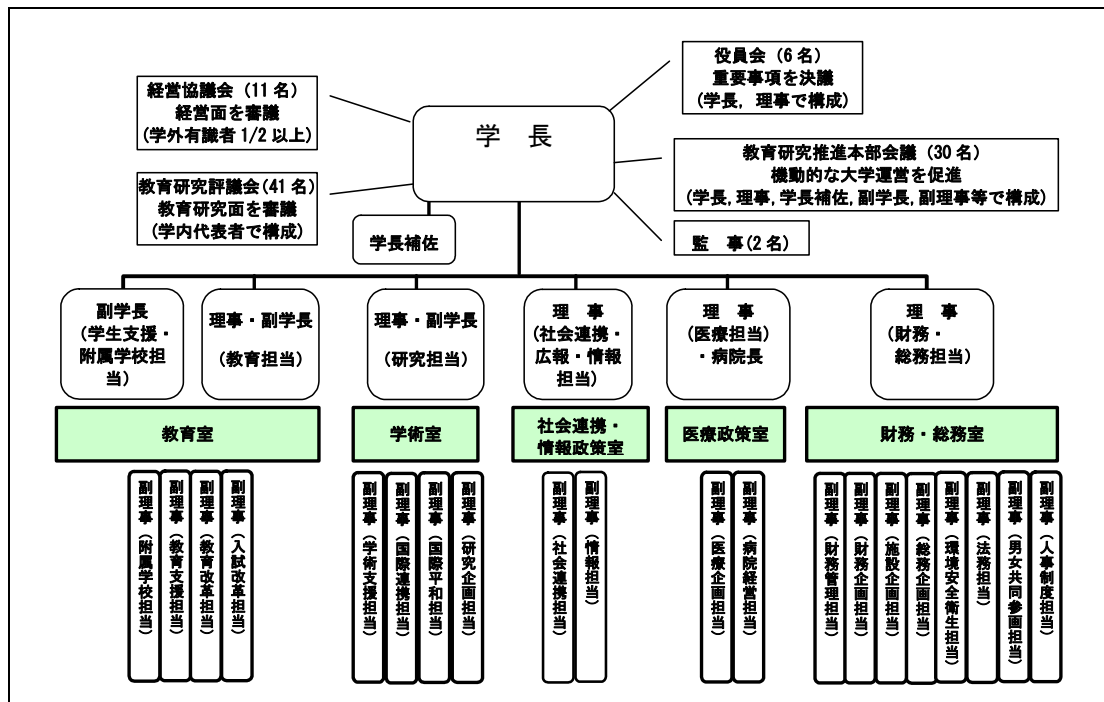
研究費等の不正使用防止については、公費全体の不正使用防止について定める「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」を制定し、また、広島大学研究費等不正使用防止計画推進室を設置し、モニタリング機能として監査室及び広島大学研究費等不正使用防止計画推進室が連携して、不正使用防止に関する意識の啓発及び研究費等の使用に関する効果的な内部監査が実施できる体制を整備している（別添資料 11-1-①-17～19）。

また、科学研究の世界におけるデータのねつ造等の不正行為が相次いで指摘され、科学者が公正に研究を進めることがさらに重要になってきていたことから、平成 18 年度に「広島大学における科学者の行動規範」、「広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則」を制定し、平成 21 年 1 月に見直しを行い、「広島大学科学者等の行動規範」及び「広島大学における研究費等の不正使用防止計画（第一次行動計画）」を策定した（別添資料 11-1-①-20, 21）。

生命倫理等への取組としては、資料 11-1-①-D に示す各種規則を定め、管理している。

施設設備の安全管理体制としては、資料 11-1-①-E に示すとおり、安全衛生委員会を中心として、管理している。

資料 11-1-①-A 広島大学の運営組織図



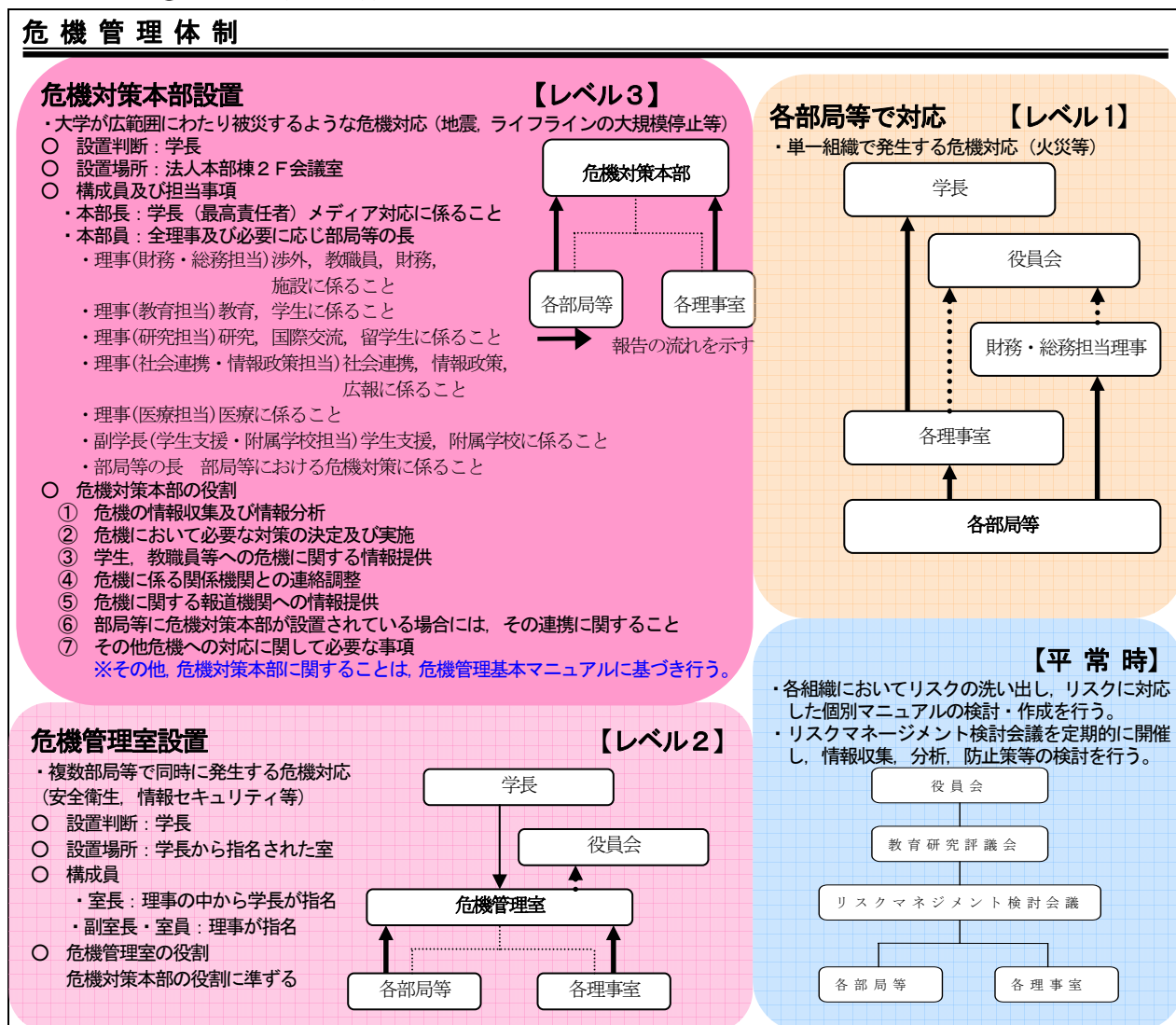
(出典：大学での作成)

資料 11-1-①-B 事務職員の配置状況 (平成 21 年 5 月 1 日現在)

部局等	事務職員数
学長室	7
監査室	3
教育室	72
学術室	32
社会連携・情報政策室	64
医療政策室	7
財務・総務室	157
総合科学研究科支援室	19
文学研究科支援室	9
教育学研究科支援室	24
社会科学研究科支援室	13
理学研究科支援室	15
先端物質科学研究科支援室	9
工学研究科支援室	27
生物圏科学研究科支援室	13
医歯薬学総合研究科等支援室	38
国際協力研究科支援室	10
東千田地区支援室	8
病院運営支援部	71
合計	598

(出典：大学での集計)

資料 11-1-①-C 危機管理体制図

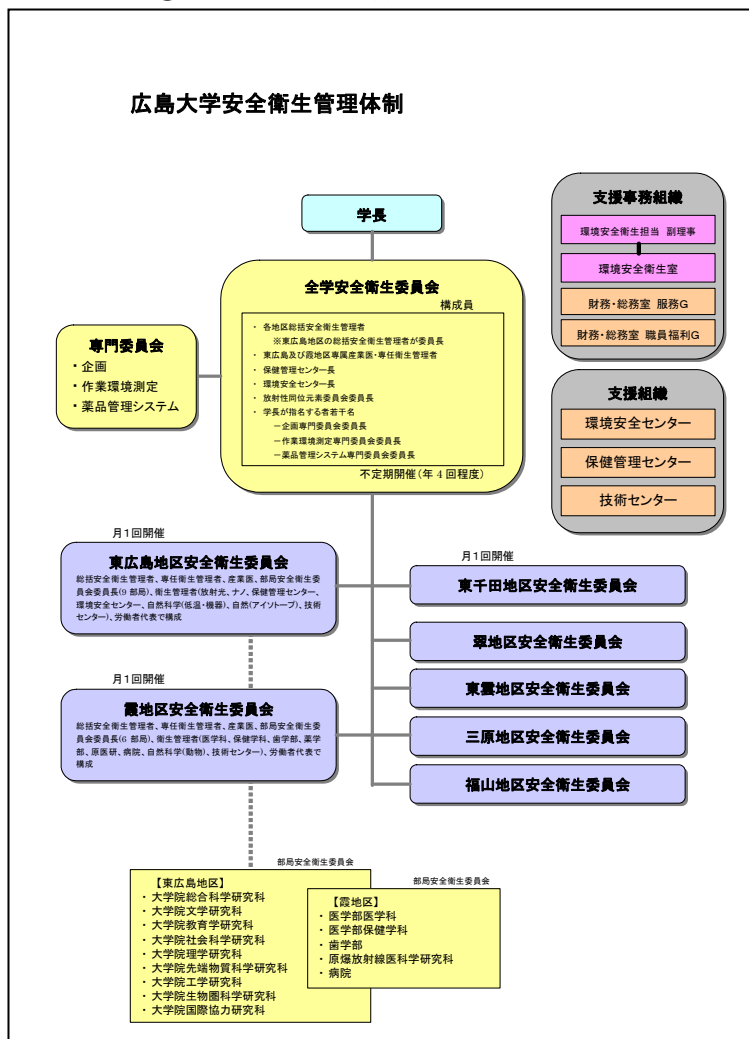


資料 11-1-①-D 生命倫理等の管理規則 (規則の内容は別添資料 11-1-①-22~34 参照)

- ・広島大学利益相反管理に関する規則
- ・広島大学産学官連携活動に伴う安全保障輸出管理に関する取扱要項
- ・広島大学放射性同位元素等管理規則
- ・広島大学組換え DNA 実験安全管理規則
- ・広島大学動物実験等規則
- ・広島大学病原体等安全管理規則
- ・広島大学医の倫理に関する規則
- ・広島大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則
- ・広島大学疫学研究に関する規則
- ・広島大学遺伝子治療臨床研究に関する規則
- ・広島大学臨床研究に関する規則
- ・広島大学ヒト ES 細胞研究に関する規則
- ・広島大学ヒト幹細胞臨床研究に関する規則

(出典：大学での集計)

資料 11-1-①-E 安全管理体制



(出典：大学での作成)

- 参照資料
- *別添資料 11-1-①-1 広島大学役員会規則
 - *別添資料 11-1-①-2 広島大学経営協議会規則
 - *別添資料 11-1-①-3 広島大学教育研究評議会規則
 - *別添資料 11-1-①-4 広島大学役員規則
 - *別添資料 11-1-①-5 広島大学副学長に関する規則
 - *別添資料 11-1-①-6 広島大学の理事及び副学長の職務内容について
 - *別添資料 11-1-①-7 広島大学学長補佐規則
 - *別添資料 11-1-①-8 広島大学副理事規則
 - 別添資料 11-1-①-9 広島大学リスクマネジメント検討会議内規
 - 別添資料 11-1-①-10 広島大学危機管理基本マニュアル
 - 別添資料 11-1-①-11 地震対応マニュアル
 - 別添資料 11-1-①-12 風水害（台風）対応マニュアル
 - 別添資料 11-1-①-13 火災対応マニュアル
 - 別添資料 11-1-①-14 不審者対応マニュアル
 - 別添資料 11-1-①-15 緊急時メール連絡訓練について
 - 別添資料 11-1-①-16 有限会社国大協サービスの勉強会での紹介
 - *別添資料 11-1-①-17 広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則
 - *別添資料 11-1-①-18 広島大学研究費等不正使用防止計画推進室細則
 - 別添資料 11-1-①-19 不正使用防止の「運営・管理体制」図

別添資料 11-1-①-20	広島大学における科学者の行動規範について
別添資料 11-1-①-21	広島大学における研究費等の不正使用防止計画 (第一次行動計画)
*別添資料 11-1-①-22	広島大学利益相反管理に関する規則
*別添資料 11-1-①-23	広島大学産学官連携活動に伴う安全保障輸出管理に関する 取扱要項
*別添資料 11-1-①-24	広島大学放射性同位元素等管理規則
*別添資料 11-1-①-25	広島大学組換え DNA 実験安全管理規則
*別添資料 11-1-①-26	広島大学動物実験等規則
別添資料 11-1-①-27	広島大学病原体等安全管理規則
*別添資料 11-1-①-28	広島大学医の倫理に関する規則
*別添資料 11-1-①-29	広島大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則
*別添資料 11-1-①-30	広島大学疫学研究に関する規則
*別添資料 11-1-①-31	広島大学遺伝子治療臨床研究に関する規則
*別添資料 11-1-①-32	広島大学臨床研究に関する規則
*別添資料 11-1-①-33	広島大学ヒト ES 細胞研究に関する規則
*別添資料 11-1-①-34	広島大学ヒト幹細胞臨床研究に関する規則
別添資料 II-3	広島大学学則
*別添資料 2-1-①-2	広島大学部局運営規則
*別添資料 2-1-②-8	広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則
別添資料 2-2-①-1	国立大学法人広島大学運営組織図

* 別添資料 2-1-①-2, 2-1-②-8, 11-1-①-1~8, 17, 18, 22~26, 28~34 については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。(http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設けている。さらに、機動的な大学運営を促進するために教育研究推進本部会議を設置している。理事の下には理事室を置き、理事が所掌する業務の企画立案、点検評価、改善等を行っており、これらの業務を円滑に処理するため教職員一体型の組織を置いている。

各部局では、教授会を置くとともに、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置き、室長である部局長、副部局長、部局長補佐その他部局長が必要と認めた者で構成している。

事務組織は、各理事室と各部局の支援室があり、教育研究等に係るニーズに対応する形で人員を配置するとともに、教職員が一体となって管理運営組織を構成している。これらの管理運営組織の規模は、各組織の規模・構成にふさわしいものとなっている。

危機管理への対応として、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルを作成するとともに、危機管理体制も整備しており、特にマニュアルについては有限会社国大協サービスの勉強会でも進んだ取組として紹介されている。

研究費等の不正使用防止については、公費全体の不正使用防止について定める規則を定めるとともに、モニタリング機能として監査室及び広島大学研究費等不正使用防止計画推進室が連携して、不正使用防止に関する意識の啓発及び研究費等の使用に関する効果的な内部監査が実施できる体制を整備するなど、研究費等の不正使用防止の取組を行っている。

その他、科学研究のデータのねつ造等の不正行為防止、生命倫理等、施設設備の安全管理への取組も実施している。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制を整備している。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定を行うために、前掲資料 11-1-①-A に示すように、職務を分担する理事 5 名（教育担当，研究担当，社会連携・広報・情報担当，医療担当，財務・総務担当）及び副学長 1 名（学生支援・附属学校担当）を置いている。また、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行う学長補佐 1 名を置いている。

学長と理事によって組織する役員会は、特定の重要事項について学長の最終意思決定の前に議決を行い、学長の下にある教育研究評議会は本学の教育研究に関する重要事項について、経営協議会は本学の経営に関する重要事項について審議している。

また、役員会構成員，副学長，学長補佐，副理事等によって構成する教育研究推進本部会議を置き，月 2 回開催することにより，本学の運営に関する重要事項の検討を行っている。

各理事には，理事の業務の一部を分担し，理事を補佐する副理事を置くとともに，理事の責任の下に理事室内に組織を設置し，構成員の合意形成を図りながら意思決定している。

なお，全学的な意思決定と各部局運営との連動を確保するために，学長・役員と各部局長による部局等意見交換会を 2 か月に 1 回開催している（別添資料 11-1-②-1）。

- 参照資料： *別添資料 11-1-①-1 広島大学役員会規則
 *別添資料 11-1-①-2 広島大学経営協議会規則
 *別添資料 11-1-①-3 広島大学教育研究評議会規則
 *別添資料 11-1-①-4 広島大学役員規則
 *別添資料 11-1-①-5 広島大学副学長に関する規則
 *別添資料 11-1-①-6 広島大学の理事及び副学長の職務内容について
 *別添資料 11-1-①-7 広島大学学長補佐規則
 *別添資料 11-1-①-8 広島大学副理事規則
 別添資料 11-1-②-1 理事との部局長等意見交換会内容

* 別添資料 11-1-①-1～8 については，広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
 (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

役員会，教育研究評議会，経営協議会，教育研究推進本部会議，部局長等意見交換会，理事室内の検討組織等が，それぞれ，学長のリーダーシップに基づく全学的意思決定に関与するとともに，その意思決定を迅速かつ効果的に実現するために機能している。

以上により，大学の目的を達成するために，学長のリーダーシップの下で，効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

学生のニーズについては、全学的な取組として、学長と学生との意見交換会（別添資料7-1-②-2）、学生生活実態調査の実施により把握している。部局においても、学生との懇談会等により、学生のニーズ把握を図っている（以上の詳細については、観点7-1-②、観点7-3-①に係る状況についての記述を参照）。

教員のニーズについては、全学的な取組として、学長と教員、職員との意見交換会（別添資料11-1-③-1）の実施により把握している。部局においても各種委員会や教授会の機会を通じて部局長が把握に努めており、全学的な課題に関連する案件の場合は、さらに部局長等意見交換会等を通じて全学の管理運営に反映している。なお、学長や理事が自ら全部局を回り重要課題について直接説明を行うことがあり、これが教員のニーズを把握する直接対話の機会ともなっている。

事務職員のニーズについては、全学的な取組として、学長と教員、職員の意見交換会（別添資料11-1-③-1）、学長と支援室長との意見交換会（別添資料11-1-③-2）の実施により把握している。

学外関係者のニーズについては、全学的な管理運営との関連では、経営協議会に7名の学外有識者を委員として加え、種々のニーズ把握を図っている。特に、学外委員による講演会の実施や部局長との意見交換により本学の教育研究や管理運営等に対する意見を求めている。（前掲資料9-1-③-B）。これらの委員からのさまざまな指摘・要望は、ウェブページで学内公開するとともに、役員会又は役員打合せ、関係委員会などにおいて検討を行い、財政状況も踏まえながら管理運営に反映している。

また、卒業生・修了生ならびに企業に対するキャリア支援に関するアンケートを実施し、ニーズの把握を行い管理運営に反映している。部局においても、アンケート調査を行い、部局の管理運営に反映している。（詳細については、観点9-1-③に係る状況についての記述を参照）。

具体的な管理運営への反映例としては、学内保育所の設置、新福利厚生施設の設置、体系的SDの実施のための体制の確立（人材育成推進室の設置）、教職員の処遇改善など、別添資料9-1-②-2に記載したとおりである。

参照資料	別添資料 11-1-③-1	学長と教員、職員との意見交換会内容
	別添資料 11-1-③-2	支援室長との意見交換会内容
	別添資料 7-1-②-2	学長と学生との意見交換会内容
	別添資料 9-1-②-2	学長との意見交換会概要
	別添資料 11-1-②-1	理事との部局長等意見交換会内容

【分析結果とその根拠理由】

学生、教員、事務職員、学外関係者のそれぞれのニーズを把握するために、全学及び各部局のいずれにおいても、アンケート調査や意見交換会など様々な方法を工夫して実施している。また、把握したニーズは、役員会又は役員打合せ、関係委員会などにおいて検討を行い、財政状況も踏まえながら管理運営に反映している。

以上により、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映している。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法第10条の規定に基づき、監事2名を置き、監事の業務は、国立大学法人法、広島大学役員規則及び広島大学監事監査規則において定めている（資料11-1-④-A, B, 別添資料10-3-②-1）。

監事は、毎年度初めに監査計画書を学長へ提出し、広島大学監事監査規則等に基づき、本学の業務について監査を実施している。各部局等への実地監査においては、調査票等による事前調査を踏まえ、各部長及び各業務責任者から業務処理状況を聴取する等、機能的な監査を行い、その結果を監査報告書として取りまとめ、学長へ提出している。監査結果は、役員会や経営協議会において報告するとともに、ウェブページ上で公開している（<http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/index.html>）。

監事は、財務諸表等決算書類についても、会計経理の適正を確保する観点から監査を実施し、監事の意見として監査報告書を学長へ提出している。また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議等に出席し、業務運営の状況等について聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて意見を述べている。

また、監事から指摘された事項に対して、改善した取組事例は、別添資料11-1-④-1に示すとおりである。

資料 11-1-④-A 監事の職務及び権限等

第1款 役員及び職員

(役員)

第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び**監事2人を置く。**

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第1の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員職務及び権限)

第11条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第5号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項
- 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 **監事は、国立大学法人の業務を監査する。**

5 **監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。**

(出典：国立大学法人法)

資料 11-1-④-B 監事の職務等

第4章 監事

(職務等)

第9条 監事は、役員として本学の業務を監査し、業務の効率的かつ合理的な運営を図るとともに、財務会計経理等の適正を期すことを主たる任務とする。

2 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 前2項の職務に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 監事の任命、任期、解任等に関しては、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところによる。

(出典：広島大学役員規則)

参照資料： 別添資料 11-1-④-1 監事の指摘事項を改善に活用した、主な取組事例

*別添資料 10-3-②-1 広島大学監事監査規則

* 別添資料 10-3-②-1については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

監事は、事前調査を踏まえ監査を実施する等、効率的、効果的な監査の実施に努めている。監査結果に基づき指摘した事項については、学長へ報告した後、速やかに役員等の検討に付し、具体的な業務の改善を図る体制が整っている。また、監事からの指摘事項を受けて業務の改善も図っている。

以上により、監事は適切な役割を果たしている。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

管理運営上の課題を明らかにし、必要なスキルを身につける機会として、理事（財務・総務担当）の下、財務・総務室において管理職員等啓発セミナーや評価者研修などを企画・実施している（別添資料11-1-⑤-1）。また、役員・事務幹部職員は、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーをはじめとする各種研修会等に参加している。

事務系職員については、別添資料11-1-⑤-1のとおり、階層別研修、一般研修、専門研修、自己啓発研修及び職員海外派遣研修を実施している。また、大学経営専門職（アドミニストレーター）等の育成のため、職員の大学院修学への支援を実施している。なお、事務系職員の各研修プログラムについては、研修時のアンケート等を参考にその内容の充実等の見直しを随時行っている。

参照資料：平成20年度 広島大学職員研修等 実施計画（案）

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる役員は、各種セミナーや研究会に参加し研鑽に努めている。また、事務系職員については、多様な研修を実施し、その内容も見直しを随時行うなど充実を図っている。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組を組織的にしている。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

国立大学法人法に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項は、広島大学学則に定めている。これに沿って、本学の組織に関する規則・規定等を整備している。

管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐、副理事等の職務、権限、選考等については、広島大学学則、広島大学役員規則、広島大学長選考規則、広島大学副学長に関する規則、広島大学の理事及び副学長の職務内容について、広島大学学長補佐規則、広島大学副理事規則等に規定している。

これらの規則は、広島大学規則集データベースとして整理し、資料 11-2-①-Aに示すとおり、ウェブページで公開している。

資料 11-2-①-A 広島大学規則集URL

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/>

(出典：本学ウェブページ)

参照資料：*別添資料 11-2-①-1 広島大学長選考規則
 別添資料Ⅱ-3 広島大学学則
 *別添資料 11-1-①-1 広島大学役員会規則
 *別添資料 11-1-①-5 広島大学副学長に関する規則
 *別添資料 11-1-①-6 広島大学の理事及び副学長の職務内容について
 *別添資料 11-1-①-7 広島大学学長補佐規則
 *別添資料 11-1-①-8 広島大学副理事規則

* 別添資料 11-1-①-1, 5~8, 11-2-①-1については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。(http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm)

【分析結果とその根拠理由】

広島大学学則に運営組織に関する規定を定め、これに沿って、本学の組織に関する規則・規定等を整備している。また、管理運営に関わる職員の職務、権限、選考等についても規則・規定等を整備している。

以上により、管理運営に関する方針を明確に定め、その方針に基づき、学内の諸規定を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示している。

観点 11-2-②：大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到に係る状況】

意思決定や管理運営に必要な基礎的データとして、資料11-2-②-Aに示すように、本学の基本理念や中期目標等を本学のウェブページに掲載し、役員をはじめ大学の構成員がアクセスできるようにしている。

また、本学の自己点検・評価活動の基礎資料として、全学及び各部局の「組織、教育・研究、管理運営」に関する資料を体系的に収集し、『広島大学総覧2008資料でみる広島大学』としてウェブページで公開している。これらのデータは、学内外の教職員が活用しやすいように加工可能な電子媒体としている。

また、教職員数や外部資金受入状況などの大学の概要データ等も公表している。

資料 11-2-②-A 管理・運営等に関するデータ公開例

データ名称	URL
広島大学基本理念	http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/intro/rinen/index.html
広島大学学則	http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000001.htm
広島大学中期目標	http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_4991e3.html
広島大学中期計画	http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_9fd091.html
広島大学年度計画	http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_c3d0b0.html
役員会議事録	http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/houjin/yakuinkai/20youroku/index.html

データ名称	URL
経営協議会議事概要	http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/houjin/keieikyogikai/index.html
教育研究評議会議事要録	http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/houjin/hyogikai/p_0ec91c.html
『広島大学総覧2008資料でみる広島大学』	http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/houjin/siryu/index.html
大学の概要データ	http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/intro/gaiyou/index.html

(出典：本学ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

大学の基本理念である建学の精神並びに理念5原則をはじめ、学則、中期目標・中期計画及び各年度の年度計画をウェブページで公開している。

また、本学の自己点検・評価活動の基礎資料として、全学及び各部局の「組織、教育・研究、管理運営」に関する資料を体系的に収集し、『広島大学総覧2008資料でみる広島大学』としてウェブページで公開している。これらのデータは、学内外の教職員が活用しやすいように加工可能な電子媒体としている。

以上により、大学の活動状況に関するデータや情報を適切に収集、蓄積し、教職員が必要に応じて活用できる状況にある。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学は、中期計画に基づく各年度の年度計画の実施状況についての自己点検・評価を、学校教育法第109条第1項の自己点検・評価と位置づけ、教育・研究の状況についても外形的・客観的な状況の把握にとどまらず、取組の実施状況、成果が確認できる資料を確認しつつ、点検・評価を行っている。この自己点検・評価の結果は、次年度の年度計画に反映されることにより、着実な改善につながっている。この報告書は、本学ウェブページで広く公開している (http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_c3d0b0.html)。

さらに、全ての組織においても、それぞれの年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行い、その結果を次年度の年度計画に反映している。また、この評価結果は、全学の自己点検・評価にも反映している。

【分析結果とその根拠理由】

毎年度、年度計画の実施状況について全学的に自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価は、教育・研究から施設・設備まで、大学の活動全般を対象としており、外形的にとどまらない実質的な自己点検・評価を行っている。その際、各部局の自己点検・評価の結果も取り入れている。

以上により、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価を行っている。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

年度計画の自己点検・評価の結果を取りまとめた年度計画の実績報告書は、国立大学法人評価委員会により外部評価され、その結果を大学及び文部科学省のウェブページで学内外に向け公開している

(http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_c3d0b0.html)。

また、部局の特徴・特色や課題への取組状況の自己点検・評価を基に、外部有識者（経営協議会学外委員）の評価を受け、部局の特徴・特色を伸ばすとともに、課題の改善に結びつけることを目的として、平成 20 年度に部局の組織評価を実施し、報告書としてまとめている。

各部局においても、外部評価による検証を実施しており、その内容は、資料11-3-②-Aに示している。

資料 11-3-②-A 各部局の外部評価実施状況

部局等名	実施時期	内容
工学部・工学研究科	平成 20 年度	外部有識者による外部評価
	平成 16 年度～平成 17 年度	学部の 8 つの主専攻プログラムのうち 6 つの主専攻プログラムが JABEE 認定を受けている
国際協力研究科	平成 18 年度	第三者による外部評価
法務研究科	毎年度	学外の有識者からなる独自の外部評価委員会を設置し、自己点検・評価結果の検証を実施
	平成 20 年度	法科大学院認証評価による適格認定
病院	毎年度	ISO9001 の認証取得
	平成 17 年度	病院機能評価の認定
原爆放射線医科学研究所	2 年毎	「自己点検・外部評価基礎資料」に基づく外部評価
放射光科学研究センター	平成 19 年度	外部有識者による外部評価
文書館	平成 19 年度	外部有識者による外部評価
情報メディア教育研究センター	平成 20 年度	外部有識者による外部評価

(出典：大学での集計)

参照資料： 別添資料 11-3-②-1 部局の組織評価実施要領
別添資料 11-3-②-2 広島大学部局の組織評価報告書【自己点検・評価・外部評価】(抜粋版)

【分析結果とその根拠理由】

年度計画の実施状況についての自己点検・評価の結果や、国立大学法人評価委員会の評価結果をウェブページで公開している。

また、部局の特徴・特色や課題への取組状況の自己点検・評価を外部有識者の評価を受け、報告書としてまとめている。

各部局においても、外部評価による検証を実施している。

以上により、自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証を実施している。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

平成16年度から実施している年度計画の実施状況の自己点検・評価については、国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けている。この評価結果を受けて、資料11-3-③-Aのとおり管理運営の改善を行っている。

また、年度計画の実施状況については、各理事室が4半期単位で進捗状況を自己評価し、役員会においてその内容を確認し、計画を着実に遂行するために必要な指示を行っている。年度計画の進捗状況を踏まえて、役員会を主体に、次年度の年度計画の策定に反映している。

資料11-3-③-A 指摘事項と改善状況

指摘事項	改善状況																						
学外委員との積極的な意見交換が行われるよう、経営協議会の活性化のための取組が求められる。(平成17年度)	これまでの開催状況は下表のとおりであり、平成19年度から開催回数を改善するとともに、経営協議会学外委員との意見交換会も開始した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営協議会</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>意見交換会</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>						16	17	18	19	20	経営協議会	4	3	3	6	6	意見交換会	—	—	—	5	5
	16	17	18	19	20																		
経営協議会	4	3	3	6	6																		
意見交換会	—	—	—	5	5																		
中期目標・中期計画達成に向け、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。(平成17年度)	平成18年度に平成19～21年度の人事評価スケジュールを策定し、それに沿って実行している。																						
全学的な人員の一括管理方針による教室系技術職員の配置については、検討することどまっております、一層の取組が求められる。(平成17年度)	平成18年度に技術センターの業務の移行計画を明確にし、運営体制の確立、評価システムの導入、人事管理の年次計画に基づき、平成19年度には、業務依頼・派遣システムの一部試行を行い、関係教員への個別説明を実施するなどのシステムの浸透を図り、平成21年度本格実施に向けて、平成20年度に本格試行し、予約受付を行い技術支援者の派遣先を決定した。また、技術職員の評価に関するシステムについても、平成20年7月より一部試行を開始し、評価結果を受けて平成21年度から本格的試行を行うこととした。																						

(出典：大学での作成)

【分析結果とその根拠理由】

毎年度、年度計画の実施状況に関する自己評価の結果について、国立大学法人評価を受け、その評価結果を改善に結びつけている。

また、年度計画の実施状況について、各理事室が4半期単位で進捗状況を自己評価し、役員会においてその内容を確認し、計画を着実に遂行するために必要な指示を行っている。さらに、年度計画の進捗状況を踏まえて、役員会を主体に、次年度の年度計画の策定に反映している。

以上により、評価結果をフィードバックし、管理運営の改善のための取組を行っている。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報については、資料11-3-④-Aに示すとおり、本学のウェブページにおいて、わかりやすく社会に公開している。また、部局においても、部局の特色を活かしてウェブページ、冊子、演奏会・発表会等により多様な教育研究活動の成果を広く公開している。

資料 11-3-④-A 教育研究活動の情報公開方法

学部等名	教育研究活動の状況や活動の成果に関する情報を掲載した刊行物 又はウェブサイトの URL			
全 学	広島大学学術情報リポジトリ http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/			
	広島大学研究者総覧 http://souran.bur.hiroshima-u.ac.jp/Scripts/websearch/index.htm			
	広島大学産学共同活動テーマデータベース「ひまわり」 http://seeds.hiroshima-u.ac.jp/sangaku_renkei/techr/			
	広島大学出版会 http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/press/index.html			
総合科学部・ 総合科学研究科	[書籍] http://home.hiroshima-u.ac.jp/ias/database/publication.htm			
	[紀要] http://home.hiroshima-u.ac.jp/ias/database/bulletin.htm			
	[自己点検・評価報告書] http://home.hiroshima-u.ac.jp/ias/database/appraisal/index.html			
文学部・ 文学研究科	広島大学文学部・大学院文学研究科 自己点検・評価の記録 「新しい知の探求」			
教育学部・ 教育学研究科	数学教育学講座 HP http://home.hiroshima-u.ac.jp/matedu/index-j.html			
	国語文化学講座 HP http://home.hiroshima-u.ac.jp/kkgbunka/index.html			
	造形芸術教育学講座 HP http://home.hiroshima-u.ac.jp/artedu/index.htm			
	雑 誌 名		発行機関名	発行回数
	日本語教育学を起点とする総合人間科学の創出—広島大学 大学院教育学研究科日本語教育学講座推進研究		日本語教育学講座	毎年 1 回
	日本語教育実習生の自己成長の記録		日本語教育学講座, 言語 文化教育学専攻	毎年 1 回
	生活科・総合的学習研究 創刊号		広島県生活科・総合的学 習教育学会	毎年 1 回
	HIROSHIMA JOURNAL OF MATHEMATICS EDUCATION Vol. 11		数学教育学講座	平成 16 年度
	教育科学		教育学教室	平成 17 年度
	『英語教育研究』		広島大学 英語教育学会	平成 18 年度
	広島大学日本語教育海外実習 2006 年度報告書—トルコ, ボ アジチ大学・韓国, 南ソウル大—		日本語教育学講座, 言語文化教育学専攻	平成 18 年度
	学習開発学研究		学習開発学講座	平成 19 年度
	思想史・文化研究 (一)		日本語教育学講座 中村春作研究室	平成 19 年度
	演奏会・発表会名			実施回数
	広島大学教育学部音楽科定期演奏会 (音楽)			毎年
卒業・修了制作展 (学内展) (造形)			毎年	
卒業・修了制作展/論文発表会 (学外展・県立美術館) (造形)			毎年	
修了演奏会 (音楽)			平成 20 年度	
オペラ・ハイライト (音楽)			平成 20 年度	
第 56 回 フレッシュコンサート (音楽)			平成 20 年度	
法学部	「高齢社会を生きる —平成 19 年度広島大学公開講座テキスト—」			
	「現代民事法改革の動向 2008 —平成 20 年度広島大学公開講座テキスト—」			
経済学部	広島大学経済論叢「年度計画・国際交流活動実績」			
	「道州制問題と中国地方」 http://www.hiroshima-u.ac.jp/eco/image/index.html			
理学部・ 理学研究科	広島大学大学院理学研究科・理学部教育研究成果報告書			

学部等名	教育研究活動の状況や活動の成果に関する情報を掲載した刊行物 又はウェブサイトのURL
先端物質科学研究科	「先端物質科学研究科パンフレット」 http://www.hiroshima-u.ac.jp/adsm/sonota/p_8add7d.html
	「研究年報」 http://www.hiroshima-u.ac.jp/adsm/nenpou/index.html
医学部・歯学部・薬学部・医歯薬学総合研究科・保健学研究科	「広報誌 広島大学歯学部 Guide Book」
	「広報誌 広島大学歯学部・広島大学病院 広島大学大学院医歯薬学総合研究科概要」
	「業績年報（広島大学医歯薬学総合研究科，歯学部及び広島大学病院（歯科領域）」
	「広報誌 BiMeS」，「広報誌 広大保健学通信」 http://www.hiroshima-u.ac.jp/kasumi/publicity/index.html
保健学研究科教育研究成果報告書	
工学部・工学研究科	研究年報，工学部だより，工学部・工学研究科パンフレット http://www.hiroshima-u.ac.jp/eng/docs/index.html
	工 (HE) メルマガ http://www.hiroshima-u.ac.jp/eng/general/HEmagazin/index.html
	工学研究科・工学部外部評価報告書 http://www.hiroshima-u.ac.jp/eng/general/committee/comeval/index.html
生物生産学部・生物圏科学研究科	「著書紹介」 http://www.hiroshima-u.ac.jp/gsbs/kyouin/cyosyo/index.html
国際協力研究科	国際協力研究誌 http://www.hiroshima-u.ac.jp/idec/publications/index.html
法務研究科	法科大学院論集 http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/syukai/index.html

(出典：大学での集計)

【分析結果とその根拠理由】

大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報については、ウェブページにおいて、わかりやすく社会に公開している。また、部局においても、部局の特色を活かしてウェブページ、冊子、演奏会・発表会等により多様な教育研究活動の成果を広く公開している。

以上により、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 危機管理等に係る体制について、理事（財務・総務担当）の下に、リスクマネジメント検討会議を設置し、リスクレベルに応じた危機管理体制の整備、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルの作成、緊急時のスムーズな連絡体制の検証のための緊急時メール連絡訓練の実施など、優れた取組を行っており、危機管理体制のマニュアル作成の取組が、有限会社国大協サービスの勉強会において進んだ取組として紹介されている。
- 自己点検・評価活動の基礎資料として、全学及び各部局の「組織、教育・研究、管理運営」に関する資料を体系的に収集し、『広島大学総覧 2008 資料でみる広島大学』としてウェブページで公開している。これらのデータは、学内外の教職員が活用しやすいように加工可能な電子媒体としている。

【改善を要する点】

- 該当なし

(3) 基準 11 の自己評価の概要

大学の目的を達成するために必要な管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置き、さらに、機動的な大学運営を促進するために教育研究推進本部会議を置いている。理事の下には、理事が所掌する業務の企画立案、点検評価、改善等を行う理事室を置き、業務を円滑に処理するため教職員一体型の組織としている。

各部局では、教授会を置くとともに、部局における重要事項について企画立案等を行う部局長室を置き、部局長を直接支援している。

事務組織は、各理事室と各部局の支援室があり、教育研究等に係るニーズに対応する形で人員を配置するとともに、教職員が一体となって管理運営組織を構成している。これらの管理運営組織の規模は、各組織の規模・構成にふさわしいものとなっている。

危機管理への対応として、危機管理基本マニュアル等を作成するとともに、危機管理体制も整備しており、特にマニュアルについては有限会社国大協サービスの勉強会でも進んだ取組として紹介されている。研究費等の不正使用防止、科学研究のデータのねつ造等の不正行為防止、生命倫理等、施設設備の安全管理への取組も実施している。

管理運営組織である役員会、経営協議会、教育研究評議会、教育研究推進本部会議、全学委員会、理事室内の検討組織等は、それぞれ学長のリーダーシップに基づく全学的意思決定に関与するとともに、その意思決定を迅速かつ効果的に実現するために機能している。

学生、教員、事務職員、学外関係者のニーズ把握は、全学及び各部局のいずれにおいても、アンケート調査や意見交換会など様々な方法を工夫して実施している。また、把握したニーズは、役員会、関係委員会などにおいて検討を行い、財政状況も踏まえながら管理運営に反映している。

監事は、事前調査を踏まえ監査を実施する等、効率的、効果的な監査の実施に努め、監査結果に基づき指摘した事項については、学長へ報告した後、速やかに役員等の検討に付し、具体的な業務の改善を図る体制が整っている。また、監事からの指摘事項を受けて業務の改善も図っている。

管理運営に関わる役員は、各種セミナーや研究会に参加し研鑽に努めている。また、事務職員に対しては、多様な研修を学内で実施し、その内容も随時見直しを行い、充実を図っている。

管理運営に関する方針として、広島大学学則に運営組織に関する規定を定め、これに沿って、本学の組織に関する規則・規定等を整備している。また、管理運営に関わる職員の職務、権限、選考等についても規則・規定等を整備し、ウェブページで公開している。

大学の活動の総合的な状況として、毎年度、年度計画の実施状況について全学的に自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価は、教育・研究から施設・設備まで、大学の活動全般を対象としており、外形的にとどまらない実質的な自己点検・評価を行っている。その際、各部局の自己点検・評価の結果も取り入れている。

年度計画の実施状況の自己点検・評価の結果や国立大学法人評価委員会の評価結果はウェブページで公開している。

また、部局の特徴・特色や課題への取組状況の自己点検・評価を外部有識者による評価を受け、報告書としてまとめている。各部局においても、自己点検・評価した内容を外部評価により検証している。

それぞれの評価結果は大学内にフィードバックされ、その改善状況を役員会で確認している。

大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報については、ウェブページにおいて、わかりやすく社会に公開している。また、部局においても、部局の特色を活かしてウェブページ、冊子、演奏会・発表会等により多様な教育研究活動の成果を広く公開している。